

(循環社会推進課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年8月20日

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度無人航空機（ドローン）を用いた廃棄物処理施設等調査委託業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 履行場所

大分県知事が指定する場所

(4) 予定価格

1,331,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 契約に関する事務を担当する部局と名称

大分県生活環境部循環社会推進課廃棄物監視指導班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-3129

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認められないものとする。

また、入札に関する事項は、この公告に定めるもののほか電子入札運用基準による。

4 入札参加条件

本案件については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 大分県内に本店を有する者

イ この公告の日前に、上記(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手續を経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者

(4) 本案件に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(5) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(6) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 自社で空撮対応 UAV、UAV 搭載レーザースキャナーを所有し、3 次元点群処理が可能であること。
- 5 物品等電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (1) 使用言語 日本語
 - (2) 使用通貨 日本国通貨
- 6 契約条項を示す場所及び日時
- 大分県ホームページ上及び物品等電子入札システム上に令和 7 年 9 月 4 日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。
- 7 物品等電子入札システムによる入札金額の入力及び開札方法
- (1) 入札期間 自 令和 7 年 8 月 28 日（木）13 時 00 分
至 令和 7 年 9 月 4 日（木）17 時 00 分
 - (2) 開札日時 令和 7 年 9 月 5 日（金）10 時 00 分
 - (3) 開札場所 大分県生活環境部循環社会推進課
 - (4) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知する。
- 8 入札保証金に関する事項
- 5/100 以上。大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除とする。
- 9 契約保証金に関する事項
- 大分県契約事務規則第 5 条第 3 項第 9 号の規定により免除とする。
- 10 入札の無効
- 大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
 - (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定により随意契約を行うものとする。